



熊本県公報

第11969号
平成22年12月17日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定……………（障害者支援総室） 1
- 指定居宅サービス事業の指定……………（高齢者支援課） 1
- 指定介護予防サービス事業の指定……………（ ” ） 2
- 指定居宅サービス事業の指定……………（ ” ） 2
- 指定介護予防サービス事業の指定……………（ ” ） 2
- 道路の区域変更……………（道路保全課） 2
- 道路の供用開始……………（ ” ） 3
- 道路の供用開始……………（ ” ） 3

公 告

- 県営土地改良事業計画の決定……………（農村計画・技術管理課） 4
- 団体営土地改良事業の工事完了公告……………（ ” ） 4
- 熊本県持続性の高い農業生産方式の導入の指針の変更公告……………（農業技術課） 4
- 道路の位置指定の公告……………（建築課） 4
- 換地計画の決定……………（農村整備課） 4
- 換地計画の決定……………（ ” ） 5
- 換地計画の決定……………（ ” ） 5
- 換地計画の決定……………（ ” ） 5
- 換地計画の決定……………（ ” ） 5
- 換地計画の決定……………（ ” ） 6
- 換地計画の決定……………（ ” ） 6
- 都市計画法による開発行為工事完了公告……………（建築課） 6

登 載 依 頼

- 熊本県環境影響評価審査会の開催……………（熊本県環境影響評価審査会） 6
- 熊本県生物多様性保全戦略検討委員会の開催……………（熊本県生物多様性保全戦略検討委員会） 7

告 示

熊本県告示第1133号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成22年12月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

医療機関の名称及び所在地	指定年月日	医療機関コード
みらい薬局 人吉市駒井田町210-15	平成22年12月1日	0340779
桜山薬局 熊本市黒髪一丁目3-13	平成22年12月1日	0147653
そうごう薬局合志店 合志市須屋字中ノ平1415番地6	平成22年12月1日	1940213
西原町すこやか調剤薬局 荒尾市西原町三丁目1番16	平成22年12月1日	0440488

熊本県告示第1134号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サー

ビス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成22年12月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ケアホームそら 熊本市弥生町1番53号	株式会社九州介護サービス	平成22年12月10日

熊本県告示第1135号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成22年12月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ケアホームそら 熊本市弥生町1番53号	株式会社九州介護サービス	平成22年12月10日

熊本県告示第1136号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成22年12月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ケアホームそら 熊本市弥生町1番53号	株式会社九州介護サービス	平成22年12月10日

熊本県告示第1137号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成22年12月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ケアホームそら 熊本市弥生町1番53号	株式会社九州介護サービス	平成22年12月10日

熊本県告示第1138号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成22年12月17日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年12月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	球磨郡五木村甲字下手 2765番3地先から 同所 2751番地先まで	前	13.8 ～ 23.4	205.0	廃道
		球磨郡五木村甲字下手 2894番1地先から 同所 2823番1地先まで		3.5 ～ 7.0		

		球磨郡五木村甲字下手 2894番1地先から 同所 2840番1地先まで		6.3 ～ 8.3	321.0	
		球磨郡五木村甲字下手 2765番3地先から 同所 2751番地先まで	後	13.7 ～ 23.4	205.0	
		球磨郡五木村甲字下手 2894番1地先から 同所 2840番1地先まで		6.3 ～ 8.3	321.0	
主要地方道	宮原五木線	球磨郡五木村甲字下手 2894番1地先から 同所 2818番1地先まで	前	3.5 ～ 7.0	183.0	路線の短縮
			後	0.0 ～ 0.0	0.0	
一般県道	上椎葉湯前線	球磨郡水上村大字岩野字境目 3番5地先から 同所 3番5地先まで	前	7.9 ～ 24.0	220.0	地基創 防災（ 法面保 護）
			後	9.2 ～ 37.7	220.0	

2 区域を変更する期日 平成22年12月17日

熊本県告示第1139号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年12月17日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年12月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	河内矢部線	上益城郡山都町柏 572番地先から 同所 569番地先まで	204.0	単道改 (改築 に伴う 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成22年12月17日

熊本県告示第1140号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年12月17日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年12月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	五木湯前線	球磨郡五木村甲字下梶原 4286番12地先から 同所	187.7	単防災 (自) (法面)

		4286番1地先まで	保護)
2	供用を開始する期日	平成22年12月20日	

公 告

熊本県公告第693号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営砥川地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。
平成22年12月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類の名称
県営砥川地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 縦覧期間
平成22年12月20日から平成23年1月24日まで
- 縦覧場所
益城町役場

熊本県公告第694号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第2項の規定に基づきこの旨を公告する。
平成22年12月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	島地（八代市）	平成20年11月14日	平成22年3月11日	氷川町

熊本県公告第695号

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第3条第3項の規定により熊本県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針を変更したので、熊本県農林水産部農業技術課及び各熊本県地域振興局（熊本にあっては熊本農政事務所）農業普及・振興課に備え置いて、一般の縦覧に供する。
平成22年12月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第696号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成22年12月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 築造者の住所 菊池郡大津町大字陣内1356番地
- 築造者の氏名 インペリアル合同会社
- 道路の位置 菊池郡大津町大字引水字古荘谷839番1
- 道路の幅員 5.00メートル
- 道路の延長 20.80メートル
- 指定年月日 平成22年12月1日
- 指定番号 熊本県指令菊池景建第120号

熊本県公告第697号

県営菊池東部地区（上原工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。
利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。
平成22年12月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧の期間 平成22年12月20日から
平成23年1月24日まで

- 2 縦覧の場所 菊池市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地等明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第698号

県営上益城中央2期地区（水越工区）土地改良事業施行に係る換地計画を定めたので、次のおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。
平成22年12月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 平成22年12月20日から
平成23年1月24日まで
- 2 縦覧の場所 御船町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地等明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第699号

県営菊池東部地区（柿ノ木平工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。
平成22年12月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 平成22年12月20日から
平成23年1月24日まで
- 2 縦覧の場所 菊池市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地等明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第700号

県営水俣・芦北地区（日添工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。
平成22年12月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 平成22年12月20日から
平成23年1月24日まで
- 2 縦覧の場所 水俣市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第701号

県営羊角湾周辺2期地区（五反田工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。
平成22年12月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 平成22年12月20日から
平成23年1月24日まで
- 2 縦覧の場所 天草市牛深支所
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第702号

県営羊角湾周辺2期地区(深海前田工区)土地改良事業(区画整理)施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。
利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成22年12月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 平成22年12月20日から
平成23年1月24日まで
- 2 縦覧の場所 天草市牛深支所
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第703号

県営羊角湾周辺2期地区(下平前田工区)土地改良事業(区画整理)施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。
利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成22年12月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 平成22年12月20日から
平成23年1月24日まで
- 2 縦覧の場所 天草市牛深支所
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第704号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成22年12月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字地藏本1330番23
445.79平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
合志市須屋1507番地6
神戸 道利

登載依頼

熊本県環境影響評価審査会公告第2号

熊本県環境影響評価審査会の会議を、次のとおり開催する。

平成22年12月17日

熊本県環境影響評価審査会

- 1 開催日時
平成22年12月28日(火) 午後1時30分から午後3時まで

- 2 開催場所
熊本県天草地域振興局2階第2小会議室
- 3 審議内容
(1) 熊本県環境影響評価審査会の運営について（会長及び会長職務代理者の選出）
(2) 「有限会社天草産業廃棄物処理工業産業廃棄物安定型最終処分場の拡張事業」環境影響評価方法書について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 会議当日、当該会議の会場において整理券の配布を行うので、傍聴希望者は、審議開始予定時刻の30分前までに集合すること。
(2) 傍聴の手続は先着順で行うが、傍聴希望者が多数ある場合は抽選を行うことがある。
(3) 傍聴決定者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県環境生活部環境保全課環境審査班
電話096-333-2268

熊本県生物多様性保全戦略検討委員会公告第5号

熊本県生物多様性保全戦略検討委員会の会議を次のとおり開催する。

平成22年12月17日

熊本県生物多様性保全戦略検討委員会
委員長 内野 明德

- 1 開催日時
平成22年12月24日（金）
午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 議題
(1) パブリックコメント手続において提出された意見と、それに対する「県の考え方」について
(2) 戦略素案（最終案）の検討
(3) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県生物多様性保全戦略検討委員会事務局（熊本県環境生活部自然保護課自然環境班）
（電話096-333-2275（ダイヤルイン））